

スーパーIC カード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

変更前	変更後
<p>(1) スーパーIC カード Suica 規定</p> <p>第1条（本規定の目的） 本規定は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」といいます。）、および東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）の発行する「スーパーIC カード Suica 三菱UFJ-VISA」（以下「本件カード」といいます。）の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。</p> <p>第2条（本件カードの発行）</p> <p>1. 本件カードは、当行が IC キャッシュカード規定に基づき発行する普通預金のキャッシュカードとしての機能（以下「キャッシュカード機能」といいます。）、「スーパーIC カード特別規定」、「三菱UFJ-VISA 会員規約」および「ビューType II 提携カードに関する特約」に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）ならびに身体認証規定に定める機能（以下「身体認証機能」といいます。）と、当社が「Suica に関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」に定める当社所定の乗車券（以下「IC カード乗車券」といいます。）で提供する機能（以下「Suica 機能」といいます。）の全てを1枚のカードでご利用できるものです。なお、キャッシュカード機能を利用せずに、クレジットカード機能、身体認証機能および Suica 機能を利用することはできません。</p> <p>4. 本件カードは、「IC キャッシュカード規定」、「スーパーIC カード特別規定」、「三菱UFJ-VISA 会員規約」、「Suica に関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「ビューType II 提携カードに関する特約」「リンクに関する特約」および本規定を承認のうえ、当行および当社（以下総称して「両社」といいます。）に発行を申し込み、両社が利用を認めた者（以下「会員」といいます。）に対し、発行されるものとします。</p> <p>第5条（クレジットカード機能）</p> <p>1. 本件カードは、「三菱UFJ-VISA 会員規約」に定める本人会員に発行され、家族会員へのお申し込みはできません。</p> <p>2. 会員は、「三菱UFJ-VISA 会員規約」に定める加盟店に加え、当社の指定する窓口、乗車券類発売機等に本件カードを提示し、当社所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。</p> <p>3. 会員は、本件カードをインプリンター加盟店（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。</p>	<p>(1) スーパーIC カード Suica 規定</p> <p>第1条（本規定の目的） 本規定は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」といいます。）、および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）の発行する「スーパーIC カード Suica 三菱UFJ-VISA」（以下「本件カード」といいます。）の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。</p> <p>第2条（本件カードの発行）</p> <p>1. 本件カードは、当行が「<u>IC キャッシュカード規定</u>」に基づき発行する普通預金のキャッシュカードとしての機能（以下「キャッシュカード機能」といいます。）、「スーパーIC カード特別規定」、「三菱UFJ-VISA 会員規約」<u>（以下「会員規約」といいます。）</u>および「ビューType II 提携カードに関する特約」に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）ならびに身体認証規定に定める機能（以下「身体認証機能」といいます。）と、<u>JR 東日本</u>が「Suica に関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」に定める<u>非接触 IC チップを内蔵するカードに記録された金銭的価値等</u>（以下「Suica」といいます。）で提供する機能（以下「Suica 機能」といいます。）の全てを1枚のカードでご利用できるものです。なお、キャッシュカード機能を利用せずに、クレジットカード機能、身体認証機能および Suica 機能を利用することはできません。</p> <p>4. 本件カードは、IC キャッシュカード規定、スーパーIC カード特別規定、会員規約、Suica に関する特約、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約、ビューType II 提携カードに関する特約および本規定を承認のうえ、当行および <u>JR 東日本</u>（以下総称して「両社」といいます。）に発行を申し込み、両社が利用を認めた者（以下「会員」といいます。）に対し、発行されるものとします。</p> <p>第5条（クレジットカード機能）</p> <p>1. 本件カードは、会員規約に定める本人会員に発行され、家族会員へのお申し込みはできません。</p> <p>2. 会員は、会員規約に定める加盟店に加え、<u>JR 東日本</u>の指定する窓口、乗車券類発売機、<u>指定席券売機</u>等に本件カードを提示し、<u>JR 東日本</u>所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。</p> <p>3. 会員は、本件カードをインプリンター加盟店（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。</p>

スーパーICカード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

第6条（本件カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに当行に連絡を行うものとし、当行からその事実を当社に通知します。

3. 第1項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、当行はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の利用を一時停止し、当社は Suica 機能の利用を停止します。両社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、両社は責任を負いません。

第7条（届出事項の変更）

1. 氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合には、会員はすみやかに当行所定の窓口（原則として支払預金口座のある口座店になります。）に当行所定の書面により届出のものとします。会員から届出書面による届出があった場合、当該届出内容を当行は当社へ連絡します。

2. 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、会員は、第8条に定める本件カードの再発行の手続きを行うとともに、本件カードを当行に返却するものとします。

第10条（本件カードの利用停止等）

1. 両社は、会員が本規定、「IC キャッシュカード規定」、「スーパーICカード特別規定」、「三菱UFJ-VISA 会員規約」、「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」もしくは「リンクに関する特約」に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、両社はキャッシュカード機能、クレジットカード機能および Suica 機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」といいます。）ことができます。また、この場合、当行は身体認証サービスに係る契約または ETC サービスに係る契約についても、特に会員に事前に通知することなく解約できるものとします。

第14条（規定の適用）

本規定において特に定めがない場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能については、「IC キャッシュカード規定」、「スーパーICカード特別規定」、「三菱UFJ-VISA 会員規約」、その他当行の定める規定を適用するものとし、Suica 機能とクレジットカード機能については、「Suicaに関する特約」、「オート

第6条（本件カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに当行に連絡を行うものとし、当行からその事実を JR 東日本 に通知します。

3. 第1項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、当行はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の利用を一時停止し、JR 東日本 は Suica 機能の利用を停止します。両社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、両社は責任を負いません。

第7条（届出事項の変更）

1. 氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合には、会員はすみやかに当行所定の窓口（原則として支払預金口座のある口座店になります。）に当行所定の書面により届出のものとします。会員から届出書面による届出があった場合、当該届出内容を当行は JR 東日本 へ連絡します。

2. 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、会員は、第8条に定める本件カードの再発行の手続きを行うとともに、本件カードを当行に返却するものとします。

第10条（本件カードの利用停止等）

1. 両社は、会員が本規定、IC キャッシュカード規定、スーパーICカード特別規定、会員規約、Suica に関する特約、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約もしくは ビューType II 提携カードに関する特約 に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、会員に事前に通知、催告等をする ことなく、両社はキャッシュカード機能、クレジットカード機能および Suica 機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」といいます。） ことができます。また、この場合、当行は身体認証サービスに係る契約または ETC サービスに係る契約についても、特に会員に事前に通知することなく解約できるものとします。

第14条（規定の適用）

本規定において特に定めがない場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能については、IC キャッシュカード規定、スーパーICカード特別規定、会員規約、その他当行の定める規定を適用するものとし、Suica 機能とクレジットカード機能については、Suica に関する特約、オートチャージに関する特約、

スーパーIC カード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

<p>チャージに関する特約」、「ビューType II 提携カードに関する特約」および「リンクに関する特約」、その他当社が定める規定を適用するものとします。</p>	<p><u>リンクに関する特約</u>および<u>ビューType II 提携カードに関する特約</u>、その他 JR 東日本が定める規定を適用するものとします。</p>
<p>(2)Suica に関する特約</p> <p>第1条（目的）</p> <p>本特約は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」といいます。）、および東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）の発行する「スーパーIC カード Suica 三菱UFJ-VISA」（以下「本件カード」といいます。）を情報記録媒体とした当社所定の乗車券（以下「IC カード乗車券」といいます。）において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、「三菱UFJ-VISA 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）、「スーパーIC カード特別規定」および「スーパーIC カード Suica 規定」（以下まとめて「会員規約等」といいます。）によるものとします。</p> <p>第2条（適用範囲）</p> <p>2. 会員がIC カード乗車券を利用する場合は、東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成13年10月 東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）による記名IC カード乗車券として取り扱います。</p> <p>3. 会員は本件カードをIC カード取扱規則によるSuica 定期乗車券としては利用できないものとします。</p> <p>4. IC カード乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、IC カード取扱規則および東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則（平成16年3月 東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）の定めるところによります。「IC カード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」と読み替えることとします。また「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p> <p>第3条（用語の定義）</p> <p>本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>①「SF」とは、当社が相当の対価を得てIC カード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。</p> <p>②「チャージ」とは、当社の定める方法でIC カード乗車券にSFを積み増しすることをいいます。</p> <p>第4条（デポジット）</p> <p>本件カードについては、デポジットに関する「IC カード取扱規則」の定めは適用しないものとします。</p>	<p>(2)Suica に関する特約</p> <p>第1条（目的）</p> <p>本特約は、<u>本件カードの Suica</u>において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、「三菱UFJ-VISA 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）、「スーパーIC カード特別規定」および「スーパーIC カード Suica 規定」（以下<u>総称</u>して「会員規約等」といいます。）によるものとします。</p> <p>第2条（適用範囲）</p> <p>2. 会員が <u>Suica</u>を利用する場合は、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）による記名 <u>Suica</u>として取り扱います。</p> <p>3. 会員は本件カードをIC カード取扱規則によるSuica 定期乗車券および <u>Suica 企画乗車券</u>としては利用できないものとします。</p> <p>4. <u>Suica</u>の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、IC カード取扱規則および「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）の定めるところによります。なお、IC カード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p> <p>第3条（用語の定義）</p> <p>本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>①「SF」とは、<u>JR 東日本</u>が相当の対価を得て <u>Suica</u>に記録した金銭的価値をいいます。</p> <p>②「チャージ」とは、<u>JR 東日本</u>の定める方法で <u>Suica</u>にSFを積み増しすることをいいます。</p> <p>第4条（デポジット）</p> <p>本件カードについては、デポジットに関する <u>IC カード取扱規則</u>の定めは適用しないものとします。</p>

スーパーICカード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

<p>第5条（制限事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本件カードの有効期限を超えて IC カード乗車券として使用することはできません。 2. IC カード取扱規則第 48 条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。 <p>第6条（チャージ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、IC カード取扱規則第 12 条に定める機器のほか、IC カード乗車券の処理が可能な当社または当社が提携している会社または組織の運営している現金自動貸付機等（以下「Suica 対応 ATM」といいます。）により、本件カードのクレジットカード機能によってチャージをすることができます。 <p>第8条（払い戻し）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、IC カード取扱規則第 15 条の定めにかかわらず、本特約第 10 条第 2 項に該当する場合で当社が認めた場合、第 11 条または第 12 条に該当する場合で、会員から次の各号のいずれかによる請求があった場合に限り SF 残額を払い戻します。なお、当社は IC カード取扱規則第 15 条に定める手数料は収受しません。ただし、本特約第 10 条第 2 項に該当する場合、当社所定の払戻手数料および振込手数料等を負担していただく場合があります。 2. 前項による払い戻しをした以降は、IC カード乗車券は使用できなくなるものとします。 <p>第9条（再発行）</p> <p>両社は、IC カード取扱規則第 16 条および第 17 条にかかわらず、スーパーICカード Suica 規定第 8 条に定める再発行時に IC カード乗車券の再発行を行います。</p> <p>第10条（本件カードが無効となる場合等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両社は、次の各号に該当する場合、IC カード乗車券を無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることがあります。 <ol style="list-style-type: none"> ① IC カード取扱規則第 31 条、第 33 条または第 34 条に該当した場合 ② 電子マネー取扱規則第 6 条第 1 号に該当した場合 ③ 会員の IC カード乗車券の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合 	<p>第5条（制限事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本件カードの有効期限を超えて <u>Suica</u> として使用することはできません。 2. IC カード取扱規則の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。 <p>第6条（チャージ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、IC カード取扱規則に定める機器のうち <u>JR 東日本が別に定める機器</u>のほか、<u>Suica</u> の処理が可能な <u>JR 東日本または JR 東日本が提携している会社</u>もしくは<u>組織の運営する現金自動預払機等</u>(以下「Suica 対応 ATM」といいます。)により、本件カードのクレジットカード機能によってチャージをすることができます。 <p>第8条（払いもどし）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>JR 東日本</u>は、IC カード取扱規則の定めにかかわらず、第 10 条第 2 項に該当する場合で <u>JR 東日本</u>が認めた場合、第 11 条または第 12 条に該当する場合で、会員から次の各号のいずれかによる請求があった場合に限り SF 残額を払いもどします。なお、<u>JR 東日本</u>は IC カード取扱規則に定める手数料は収受しません。ただし、第 10 条第 2 項に該当する場合、<u>JR 東日本</u>所定の払戻手数料および振込手数料等を負担していただく場合があります。 2. 前項による払いもどしをした以降は、<u>本件カードの Suica</u>は使用できなくなるものとします。 <p>第9条（再発行）</p> <p>両社は、IC カード取扱規則の定めにかかわらず、スーパーICカード Suica 規定に定める再発行時に <u>Suica</u> の再発行を行います。</p> <p>第10条（本件カードが無効となる場合等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両社は、次の各号に該当する場合、<u>Suica</u> を無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることがあります。 <ol style="list-style-type: none"> ① IC カード取扱規則第 43 条、第 45 条または第 46 条に該当した場合 ② 電子マネー取扱規則第 6 条第 1 号、<u>第 4 号または第 6 号</u>に該当した場合 ③ 会員の <u>Suica</u> の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
--	--

スーパーICカード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

<p>第 11 条（更新カード発行時の取り扱い）</p> <p>会員は、有効期限を更新した新しい本件カードが送付された場合で従前の本件カードに IC カード乗車券の情報があある場合は、その有効期限内に本特約第 8 条による SF 残額の払い戻しを行うものとします。</p> <p>第 13 条（免責事項）</p> <p>1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、本件カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人による IC カード乗車券の使用等（払い戻しを含みます。）があった場合、両社はそれらを補償する責めを負いません。</p> <p>2. 本件カードの IC カード乗車券の機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はその責めを負いません。</p> <p>第 14 条（個人情報の収集・利用および提供に関する同意）</p> <p>会員は、当社が IC カード乗車券の機能の使用に関する情報を以下の目的のために収集、利用することのほか、当社の旅客鉄道業、金融業、小売業、前払式証券の販売業等、その他当社が営む事業（当社の営む具体的な事業の内容については当社所定の方法（当社ホームページ等）によってお知らせします。）における商品開発、市場調査のために利用することに同意いたします。</p>	<p>第 11 条（更新カード発行時の取り扱い）</p> <p>会員は、有効期限を更新した新しい本件カードが送付された場合で従前の本件カードに <u>Suica</u> の情報がある場合は、その有効期限内に第 8 条による SF 残額の払い戻しを行うものとします。</p> <p>第 13 条（免責事項）</p> <p>1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、本件カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人による <u>Suica</u> の使用等（払い戻しを含みます。）があった場合、両社はそれらを補償する責めを負いません。</p> <p>2. 本件カードの <u>Suica</u> が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はその責めを負いません。</p> <p>第 14 条（個人情報の収集・利用および提供に関する同意）</p> <p>会員は、<u>JR 東日本</u>が <u>Suica</u> の機能の使用に関する情報を以下の目的のために収集、利用することのほか、<u>JR 東日本の旅客鉄道業、金融業、小売業、前払式証券の販売業等、その他 JR 東日本が営む事業（JR 東日本の営む具体的な事業の内容については JR 東日本所定の方法（JR 東日本ホームページ等）によってお知らせします。）</u>における商品開発、市場調査のために利用することに同意いたします。</p>
<p>(3) オートチャージに関する特約</p> <p>第 1 条（適用範囲）</p> <p>本特約は、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」（以下「<u>会員規約</u>」といいます。）、「スーパーICカード特別規定」、「スーパーICカード Suica 規定」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「<u>IC カード取扱規則</u>」といいます。）、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「<u>電子マネー取扱規則</u>」といいます。）、東日本旅客鉄道株式会社（以下「<u>当社</u>」といいます。）が別に定める「モバイル Suica 会員規約」、「鉄道利用に関する特約」および「オートチャージ利用特約」（以下まとめて「<u>会員規約等</u>」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「IC カード取扱規則」による場合、「利用者」を「<u>会員</u>」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica 電子マネー」を「<u>SF</u>」、「利用者」を「<u>会員</u>」とそれぞれ読み替えることとします。</p>	<p>(3) オートチャージに関する特約</p> <p>第 1 条（適用範囲）</p> <p>本特約は、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」（以下「<u>会員規約</u>」といいます。）、「スーパーICカード特別規定」、「スーパーICカード Suica 規定」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「<u>IC カード取扱規則</u>」といいます。）、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「<u>電子マネー取扱規則</u>」といいます。）および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携 IC カード乗車券取扱規則」（2020 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「<u>地域連携 IC カード取扱規則</u>」といい、以下総称して「<u>会員規約等</u>」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。<u>また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、IC カード取扱規則および地域連携 IC カード取扱規則による場合、「利用者」を「<u>会員</u>」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「<u>SF</u>」、「利用者」を「<u>会員</u>」とそれぞれ読み替えることとします。</u></p>

スーパーICカード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

第2条（オートチャージサービス）

「オートチャージ」とは、本件カード又は本件カードとリンクに関する特約第2条のリンク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名 IC カード乗車券（「電子マネー取扱規則」に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む）」（以下「IC 乗車券」といいます。）又は本件カードにより会員登録されたモバイル Suica 電話機等（以下「モバイル Suica 電話機等」といいます。）における SF 残額があらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、当社が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入出場する際に、本件カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。

第3条（利用方法等）

1. 会員は、本件カードへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額及び入金実行金額の新規設定については、当社及び株式会社三菱 UFJ 銀行（以下総称して「両社」といいます。）にカードの入会申込みをされる際に両社所定の方法により行うか、当社又は当社が提携している会社もしくは組織の運営する SuicaATM（以下「ATM」といいます。）により行い、実行判定金額及び入金実行金額の変更及び利用停止については、ATM により行うこととします。
2. 会員は、リンクした IC カード乗車券へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額及び入金実行金額の新規設定、変更及び利用停止については、ATM により行うこととします。
3. 会員は、モバイル Suica 電話機等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額及び入金実行金額の新規設定、変更及び利用停止については、当該モバイル Suica 電話機等により行うこととします。

第5条（有効期限）

1. 本サービスの有効期限は、本件カードの有効期限までとします。
2. リンクによる本サービスの有効期限については、以下の各号の通りとします。
(1)リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、両社が引き続き本カードの会員と認める場合には、ATM において当社が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。

第6条（紛失・盗難等）

1. 会員は、万一リンクした IC 乗車券を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに IC 乗車券を取扱う駅

第2条（オートチャージサービス）

「オートチャージ」とは、本件カードの Suica、本件カードと「リンクに関する特約」に定めるリンク（以下「リンク」といいます。）をした「記名 Suica（電子マネー取扱規則に定める「IC カード等」のうち記名されたものも含みます。）もしくは地域連携 IC カード取扱規則に定める「記名地域連携 IC カード」（以下総称して「記名 Suica 等」といいます。）または本件カードにより会員登録されたモバイルデバイス（以下「モバイルデバイス」といいます。）における SF 残額があらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、JR 東日本が別に定めるオートチャージ機能を有する機器を利用する際に、本件カードのクレジットカード機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。

第3条（利用方法等）

1. 会員は、本件カードへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定については、両社にカードの入会申込みをする際に両社所定の方法により行うか、Suica の処理が可能な JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等（以下「Suica 対応 ATM」といいます。）により行い、実行判定金額および入金実行金額の変更および利用停止については、Suica 対応 ATM により行うこととします。
2. 会員は、リンクした記名 Suica 等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、Suica 対応 ATM により行うこととします。
3. 会員は、モバイルデバイスへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、当該モバイルデバイスにより行うこととします。

第5条（有効期限）

1. 本サービスの有効期限は、本件カードの有効期限までとします。
2. リンクによる本サービスの有効期限については、以下の各号の通りとします。
(1)リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、両社が引き続き本カードの会員と認める場合には、Suica 対応 ATM において JR 東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。

第6条（紛失・盗難等）

1. 会員は、万一リンクした記名 Suica 等を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかに Suica を取扱う

スーパーIC カード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

<p>において、再発行の手続きを行うこととします。</p> <p>2. 会員は、オートチャージ設定したモバイル Suica 電話機等を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにモバイル Suica コールセンターまたはパソコン向けモバイル Suica サイトを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。</p> <p>3. 当社は前 2 項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。</p> <p><第 6 条第 4 項は追加></p> <p>第 7 条（免責事項）</p> <p>2. リンクした IC 乗車券又はオートチャージ設定したモバイル Suica 電話機等を紛失し、又は盗難にあった会員が第 6 条の手続きを行わなかった場合、及び第 6 条第 3 項に規定する IC 乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、又は IC 乗車券の使用等（払い戻しを含みます。）により生じた会員の損害については、両社はそれらを補償する責めを負いません。</p>	<p>駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p> <p>2. 会員は、オートチャージ設定したモバイル<u>デバイス</u>を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにモバイル Suica ウェブサイトまたはモバイル Suica サポートセンターを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。</p> <p>3. <u>JR 東日本</u>は前 2 項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。</p> <p>4. 会員は、<u>万一リンクした記名地域連携 IC カード</u>を紛失し、または盗難にあった場合は、第 1 項によるほか、<u>地域連携 IC カード取扱規則に定める方法により再発行の手続きを行うこととします。</u></p> <p>第 7 条（免責事項）</p> <p>2. リンクした<u>記名 Suica 等</u>またはオートチャージ設定したモバイル<u>デバイス</u>を紛失し、または盗難にあった会員が第 6 条の手続きを行わなかった場合および第 6 条第 3 項に定める<u>リンクした記名 Suica 等</u>またはオートチャージ設定したモバイル<u>デバイス</u>の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、<u>またはリンクした記名 Suica 等</u>もしくはオートチャージ設定したモバイル<u>デバイス</u>の使用等（払い戻しを含みます。）により生じた会員の損害については、両社はそれらを補償する責めを負いません。</p>
<p>(4) リンクに関する特約</p> <p>第 1 条（適用範囲）</p> <p>本特約は、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）、「スーパーIC カード特別規定」、「スーパーIC カード Suica 規定」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「IC カード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p> <p>第 2 条（リンクサービス）</p> <p>「リンク」とは「スーパーIC カード Suica 規定」第 2 条に規定する株式会社三菱 UFJ 銀行および東日本旅</p>	<p>(4) リンクに関する特約</p> <p>第 1 条（適用範囲）</p> <p>本特約は、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」、「スーパーIC カード特別規定」、「スーパーIC カード Suica 規定」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）<u>および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携 IC カード乗車券取扱規則」（2020 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「地域連携 IC カード取扱規則」といい、以下総称して「会員規約等」といいます。）</u>に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、IC カード取扱規則および<u>地域連携 IC カード取扱規則</u>による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p> <p>第 2 条（リンクサービス）</p> <p>「リンク」とは、本件カードと、IC カード取扱規則に定める「<u>記名 Suica</u>（電子マネー取扱規則に定める</p>

スーパーIC カード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

<p>客鉄道株式会社（以下「当社」といい、併せて「両社」といいます。）が発行する「スーパーIC カード Suica 三菱UFJ-VISA」（以下本特約においては「本件カード」といいます。）と、IC カード取扱規則第3条第1項第2号に規定する「記名 IC カード乗車券（電子マネー取扱規則に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む）」（以下「IC 乗車券」といいます。）の情報を関連付ける第3条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。</p> <p>(1) 本件カードを決済カードとした IC 乗車券による「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージサービス」</p> <p>第3条（設定方法）</p> <p>1. リンク設定及び解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、当社または当社が提携している会社もしくは組織の運営する Suica ATM により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。</p> <p>2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ両社の承認を得ることが必要です。</p> <p>(1)リンク設定を行う本件カードと IC 乗車券に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること</p> <p>(2)リンク設定を行う IC 乗車券が Suica 電子マネー対応であること</p> <p>(3)リンク設定を行う IC 乗車券が当社が別に定める IC 乗車券ではないこと</p> <p>(4)リンク設定を行う本件カードが他の IC 乗車券と既にリンクしていないこと</p> <p>(5)リンク設定を行う IC 乗車券が既に他のビューカード又は当社が提携した各会社と発行するビューType II 提携カードとリンクしていないこと</p> <p>(6)リンク設定を行う本件カードおよび IC 乗車券のいずれも無効なカードでないこと</p> <p>3. リンクした本件カードおよび IC 乗車券のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。</p> <p>4. 両社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがあります。</p> <p>第4条（紛失・盗難等）</p> <p>1. 会員は、万ーリンクした IC 乗車券を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに IC 乗車券を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p> <p>2. 当社は前項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。</p>	<p>「IC カード等」のうち記名されたものも含みます。）<u>または地域連携 IC カード取扱規則に定める「記名地域連携 IC カード」（以下総称して「記名 Suica 等」といいます。）</u>の情報を関連付ける第3条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。</p> <p>(1) 本件カードを決済カードとした<u>記名 Suica 等</u>による「オートチャージに関する特約」に定める「オートチャージサービス」</p> <p>第3条（設定方法）</p> <p>1. リンク設定および解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、<u>Suica の処理が可能な JR 東日本</u>または <u>JR 東日本</u>が提携している会社もしくは組織の運営する<u>現金自動預払機等</u>により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。</p> <p>2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ両社の承認を得ることが必要です。</p> <p>(1)リンク設定を行う本件カードと<u>記名 Suica 等</u>に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること</p> <p>(2)リンク設定を行う<u>記名 Suica 等</u>が <u>SF</u> 対応であること</p> <p>(3)リンク設定を行う <u>記名 Suica 等</u>が、<u>JR 東日本</u>が別に定める <u>記名 Suica 等</u>ではないこと</p> <p>(4)リンク設定を行う本件カードが他の<u>記名 Suica 等</u>と既にリンクしていないこと</p> <p>(5)リンク設定を行う <u>記名 Suica 等</u>が、<u>株式会社ビューカードが発行するクレジットカード（家族カードを含みます。）</u>または「<u>ビューType II 提携カードに関する特約</u>」に定める「<u>ビューType II 提携カード</u>」と既にリンクしていないこと</p> <p>(6)リンク設定を行う本件カードおよび<u>記名 Suica 等</u>のいずれも無効なカードでないこと</p> <p>3. リンクした本件カードおよび<u>記名 Suica 等</u>のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。</p> <p>4. 両社が必要と認めた場合には、何らの通知、催告なくして本サービスを停止することがあります。</p> <p><第4条（紛失・盗難等）はオートチャージに関する特約の記載と重複するため削除></p>
--	--

スーパーIC カード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

<p>第5条（免責事項）</p> <p>不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はいかなる責任も負わないこととします。</p>	<p>第4条（免責事項）</p> <p>不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はいかなる責任も負わないこととします。</p>
<p>(5)ビューTypeⅡ提携カードに関する特約</p> <p>第1条（目的・定義）</p> <p>2. ビューTypeⅡ提携カードとは、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）および当社と提携した会社または組織が発行するカードのうち、当社が特に定めるものをいいます。</p> <p>第2条（本特約の効力）</p> <p>本特約は、「三菱UFJ-VISA 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）、「スーパーICカード特別規定」および「スーパーICカード Suica 規定」（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。</p> <p>第3条（利用）</p> <p>1. 会員は、会員規約等によるもののほか、当社の指定する当社の窓口、乗車券類発売機、当社または当社が提携している会社もしくは組織の運営する Suica 対応現金自動貸付機等（以下「当社窓口等」といいます。）で、本件カードを利用することができます。</p> <p>2. 前項の当社窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、当社窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きにより本件カードの利用ができる場合があります。なお、当社および三菱UFJ銀行（以下「両社」という。）が特に認めた場合には、会員は、両社が指定する方法に従い、本件カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p><第4条（本件カードの利用停止等）は追加></p>	<p>(5)ビューTypeⅡ提携カードに関する特約</p> <p>第1条（目的・定義）</p> <p>2. ビューTypeⅡ提携カードとは、<u>JR 東日本</u>および<u>JR 東日本</u>と提携した会社または組織が発行するカードのうち、<u>JR 東日本</u>が特に定めるものをいいます。</p> <p>第2条（本特約の効力）</p> <p>本特約は「三菱UFJ-VISA 会員規約」、「スーパーICカード特別規定」、<u>「スーパーICカード Suica 規定」</u>、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。<u>以下「ICカード取扱規則」といいます。</u>）および「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。<u>以下「電子マネー取扱規則」といい、以下総称して「会員規約等」といいます。</u>）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。<u>また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</u></p> <p>第3条（利用）</p> <p>1. 会員は、会員規約等によるもののほか、<u>JR 東日本</u>の指定する <u>JR 東日本</u>の窓口、乗車券類発売機、<u>指定席券売機</u>、<u>Suica の処理が可能な JR 東日本</u>または <u>JR 東日本</u>が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等（以下「<u>JR 東日本</u>窓口等」といいます。）で、本件カードを利用することができます。</p> <p>2. <u>JR 東日本</u>窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、<u>JR 東日本</u>窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きにより本件カードの利用ができる場合があります。なお、<u>両社</u>が特に認めた場合には、会員は、両社が指定する方法に従い、本件カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>第4条（本件カードの利用停止等）</p> <p><u>JR 東日本は、第3条に定める本件カードの利用または「オートチャージに関する特約」に定めるオートチャージサービスの利用（以下「JR 東日本でのカード利用」といいます。）において、次の各号の行為を禁止</u></p>

スーパーICカード Suica 関連規定の変更点（下線部が変更点）

	<p>します。いずれかに該当した場合、またはその疑いがあると JR 東日本が判断した場合、両社は利用停止等の処置をとることがあります。</p> <p>(1)換金を目的とした商品購入</p> <p>(2)JR 東日本でのカード利用によってチャージした SF を、繰り返し換金する行為</p>
--	--